

環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年7月5日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）ニトリ川崎 DC 新築工事に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

基本的事項 指定開発行為の	指定開発行為者	株式会社ニトリ代表取締役 似鳥 昭雄
	名称	(仮称)ニトリ川崎 DC 新築工事
	種類	大規模建築物の新設(第2種行為)
	実施区域	川崎市川崎区扇町4番4外
	目的	倉庫、事務所等を主な用途とする建築物(物流施設)の建設
	内容	延べ面積:約415,264㎡
	施行期間	令和6年度から令和9年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年7月5日(金)～令和6年7月19日(金) 縦覧場所ごとの時間、曜日は次項をご覧ください。 期間中は本市ホームページにて条例見解書の内容をご覧ください。
	縦覧場所及び時間	川崎区役所(3階)・田島支所(1階)・環境局環境評価課(市役所20階) 午前8時30分～午後5時(環境局環境評価課は午後5時15分まで)。 土曜日、日曜日、祝日は除く。 ※全ての縦覧場所で縦覧開始日は、午前10時から縦覧を行います。
	条例環境影響評価準備書等に関する公聴会(以下「条例公聴会」)の開催について	市長は、意見を述べたい旨の申出があった場合で必要があると認めるときは、条例公聴会を開催します。開催する場合は、開催日の14日前までにその旨を公告及び周知いたします。 条例公聴会は、 8月17日(土)日中 の開催を予定しています。 条例公聴会については、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出の提出について	申出書の記載内容(申出書の様式)及び申出ができる方は、川崎市環境影響評価に関する条例及び公聴会に関する事務取扱要綱で規定されています。詳しくは、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから条例見解書の閲覧、条例公聴会で意見を述べたい旨の申出ができます。   https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話:044-200-2156 FAX:044-200-3921	

関係地域の範囲（条例見解書より抜粋）

関係地域は、環境影響評価の結果を踏まえ、本事業の実施に伴い、環境への影響が及ぶ可能性のある地域とし、以下の地域を包含する範囲を設定した。

- ・建設機械の稼働による大気質、騒音、振動及び冷暖房施設等の設置、駐車場の利用による騒音の影響範囲（計画地敷地境界から約100mの範囲）
- ・工事車両及び供用時の施設関連車両の走行による大気質、騒音、振動の影響範囲（走行経路沿道約50mの範囲）
- ・地上デジタル放送のテレビ受信障害の影響範囲

関係地域は、次の表及び図に示すとおりである。

関係地域の範囲

市区名	関係町丁名
川崎市川崎区	扇町 南渡田町 浅野町

